

第 83 号議案

豊後大野市手数料条例の一部改正について

豊後大野市手数料条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成 27 年 9 月 1 日 提出

豊後大野市長 橋 本 祐 輔

提案理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成 25 年法律第 27 号)に規定されている通知カード及び個人番号カードを紛失等した際に申請に基づき再交付する場合において当該申請者から徴収する手数料等に関し、条例整備の必要があるので、この案を提出するものである。

豊後大野市手数料条例の一部を改正する条例

第1条 豊後大野市手数料条例（平成17年豊後大野市条例第70号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中第42号を第43号とし、第41号の次に次の1号を加える。

(42) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第7条第1項に規定する通知カードの再交付（通知カードの追記欄の余白がなくなったときその他の再交付がやむを得ないものとして市長が認める場合を除く。）に係る手数料 1件につき 500円

第2条 豊後大野市手数料条例の一部を次のように改正する。

第2条第1項中第39号を削り、第40号を第39号とし、第41号を第40号とし、同項第42号中「平成25年法律第27号」の次に「。次号において「番号法」という。」を加え、同号を同項第41号とし、同号の次に次の1号を加える。

(42) 番号法第17条第1項に規定する個人番号カードの再交付（個人番号カードの追記欄の余白がなくなったときその他の再交付がやむを得ないものとして市長が認める場合を除く。）に係る手数料 1件につき 800円

附 則

（施行期日）

1 この条例中第1条及び次項の規定は平成27年10月5日から、第2条の規定は平成28年1月1日から施行する。

（豊後大野市税条例の一部改正）

2 豊後大野市税条例（平成17年豊後大野市条例第62号）の一部を次のように改正する。
第73条の3中「第2条第1項第42号」を「第2条第1項第43号」に改める。